宗門総合振興計画 vol.8-41

寺院の適切な管理運営について

会計・税務®

寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

会計・税務について、掲載しております。するため、『宗報』(令和2年4月号)より、

宗門総合振興計画の一環として、

適正な寺院運営に資

宗教法人の

今号は、源泉所得税について掲載いたします。

源泉所得税

1.

(1)源泉所得税とは・制度の概要

所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いおす。この源泉徴収制度は、「①給与や利子、配当、税出主報酬等の所得を支払う者(宗教法人等)が、②その所理士報酬等の所得を支払う者(宗教法人等)が、②その所理士報酬等の所得を支払う者(宗教法人等)が、②その所理を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというもの」です。この制度により源泉徴収された所得税の額は、

さらに平成23年に発生した東日本大震災からの復興に必

最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算され

税と併せて復興特別所得税を納付しなければなりません。要な財源確保のため、平成25年から令和19年の間は、所得

(2)源泉所得税の納付

の窓口で納付しなければなりません。 書(納付書)を添えて、最寄りの金融機関もしくは税務署で、給与や報酬等の支払日の翌月10日までに、e-Taxで、給与や報酬等の支払日の翌月10日までに、e-Tax

ます。 までに源泉徴収した所得税は翌年1月20日が納期限となり6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月からだし、給与の支払人数が常時10人未満の場合は、半年ただし、給与の支払人数が常時10人未満の場合は、半年

あります。の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出する必要がの承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出する必要がこの特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例

合には、その休日明けの日が納期限となります。 なお、この納期限が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場

ることがあります。付加算税(本税に対し5%又は10%)や延滞税が課せられである宗教法人は、納付すべき税額(本税)のほか、不納納期限までに納付しなかったときには、源泉徴収義務者

さらに非収益事業や収益事業に該当する収入の一部を除

(本税に対して35%)が課せられることとなります。税等を免れた場合には、不納付加算税に代えて重加算税外して住職等の個人的な費用に充てる等、不正に源泉取得

2. 特殊な給与・現物給与

収の対象となります。(所得税法第36条第1項) のほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。 を現物で支給している場合や、住居を無償で提供しているを現物で支給している場合や、住居を無償で提供している まうな場合には、宗教法人が代表役員等に対して食事等 はりなり いっぱい となります。 のほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。

⑴個人が負担すべき飲食費等の費用を宗教法人が負担した

場合

(2)子弟の学費を宗教法人が負担した場合

として取り扱われ、負担した金額を住職等の給与に含めての負担した金額は住職等に対して給与の支給があったもの宗教法人が住職等の子弟の学費を負担した場合には、そ

③宗教法人所有の庫裏等に無償で住居している場合源泉徴収の対象となります。(所得税法基本通達9-15

総与の支払者が役員や法務員に住居等を無償又は低額の にてその役員や法務員に対する給与とされ、源泉徴収の対 資料相当額と実際に徴収している賃貸料の差額が、原則と 資料相当額と実際に徴収している賃貸料の差額が、原則と

条第1項第6号、同法第21条第4項) とかし、住職等が庫裏に無償で居住している場合には、電源泉徴収の対象とする必要はありません。(所得税法第9 る家屋又は部屋として社会通念上、相当なものである限りる家屋又は部屋として社会通念上、相当なものである限りる家屋又は部屋として社会通念上、相当なものである限りる家屋又は部屋とは、職務の遂行上やむを得ない必要に基づくといる場合には、

(4)宗教法人から法衣等の支給(貸与)を受けた場合(4)宗教法人が役員や法務員に対して無償で衣服等を支給又に登与した場合には、その衣服等の価額又は貸与料に相当に教法人がら法衣等の支給(貸与)を受けた場合

(5) 金銭の無利息貸与

同法基本通達36-49) 同法基本通達36-49) 同法基本通達36-49)

ただし、「災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金にを要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に下のものについては、源泉徴収の対象とする必済に要する期間として合理的と認められる貸付利息が年間5、000円以間として合理的と認められる貸付利息が年間5、000円以間として行政と認められる貸付利息が年間5、000円以上のものについては、源泉徴収の対象とする必要はありません。(所得税法基本通達36-28)

3. 退職金

(1) 概要

住職等が、

その職を辞する場合に、宗教法人から退職し

めであり、また税務署に対して退職金の支給の根拠を示することは宗教法人側だけではなく、関係者の了解を得るたば、その規定に基づき退職金を支給します。規定を作成するとは宗教法人側だけではなく、関係者の力解を得るた

責任役員会の議決を経て、支給金額を決定します。ためでもあります。規定がない場合は、門徒総代の同意、

職金の根拠を残すようにします。
は、関係者への理解及び税務署に対しての支給根拠が乏しは、関係者への理解及び税務署に対しての支給根拠が乏しは、関係者への理解及び税務署に対しての支給根拠が乏しい。関係者への理解及び税務署に対しての支給根拠が乏した。

る効果があります。

る効果があります。

は、財産目録に、その財産目録に係る会計上示すことができ、決算ごとに関係者への理解を広げ来支給すべき退職金支給という潜在的に抱えている負債を計上度末日に住職等が退職した場合に支給すべき退職金を計年度末日に住職等が退職した場合に支給すべき退職金を計年度末日に住職等が退職した場合に支給すべき退職金を規定がある場合は、財産目録に、その財産目録に係る会

(2)支給時の注意点

す。
は職金を支給した後に、従前と変わらず宗教法人の活動退職金を支給した後に、従前と変わらず宗教法人の活動。
と職金を支給した後に、従前と変わらず宗教法人の活動。

給与扱いとなり多額の所得税及び住民税負担が増えます。の優遇措置があり税負担は軽減されますが、賞与となると退職金は、将来の生活資金の確保という観点から所得税

4.給与・賞与・退職金からの源泉徴収

①給与の源泉徴収方法

泉徴収税額表」を適用して求めます。 給与や賞与から源泉徴収をする税額は、「給与所得の源

に区分されています。の税額表は、「甲」欄、「乙」欄、日額表はさらに「丙」欄の税額表は、「甲」欄、「乙」欄、日額表はさらに「丙」欄る源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、それぞれこの税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対す

り適用します。 扶養控除等申告書」の提出の有無に応じそれぞれ表1の通扶養控除等申告書」の提出の有無に応じそれぞれ表1の通これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の

人がいます。 職務を行う等、他の勤務先からも給与の支払を受けている 宗教法人の住職等の中には、他に勤めながら宗教法人の

を行うことになります。たる給与」となり、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収たる給与」となり、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収書」を提出している場合には、宗教法人が支払う給与は「従書」を提出している場合に「給与所得者の扶養控除等申告この場合、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告

(2)年末調整

とするかは、

なお2以上の給与について、そのいずれを「主たる給与」

本人の選択によって決めることができます。

よって、源泉徴収を行いますが、月々に徴収した税額の1月々の給与については、「源泉徴収税額表(月額表)」に

表 1

給与の支給区分	適用する 税額表	扶養控除等 申告書の提出	適用欄
①月毎に支払うもの	月額表	有	甲
②半月ごと、10 日ごとに支払うもの ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの		無	乙
④毎月支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表	有	甲
		無	乙
⑦日雇い賃金	日額表	無	丙
⑧賞与	賞与に対する	有	甲
	源泉徴収税額の 算出率表	無	乙

は、 円 退職所得控除額 書に記載されている勤続年数等に基づいて 受ける者(退職者)から「退職所得の受給 に関する申告書」の提出を受け、この申告 退職手当金等を支払う場合には、支払を 80万円にその超える年数1年あたり70万 ※勤続年数が20年を超える人につい (勤続年数1年あたり40万

課税退職所得の計算

 $\frac{1}{2}$ (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額)

年間の合計額は、その1年間の給与所得に対する年税額と

の際に、その年1年間の給与所得に対する年税額を計算 合計額とを比較して過不足額を求め、

者の扶養控除等申告書」を提出している人(甲欄適用者)で、 その提出先から受ける給与の収入金額が年

この手続きを年末調整といい、年末調整は、

「給与所得

す。

間2、000万円以下の人について行いま

(3)退職金の源泉徴収方法

は一致しないのが普通です。 (還付又は徴収)します。 このため、給与の支払者は、その年の最後の給与の支払 既に月々の給与等の支払の際に源泉徴収をした税額の その過不足額を精算

21

円を加算した額)を計算し、課税退職所得

退職

手当等を支払う際に源泉徴収します。 金額を課税標準として求めた税額を、

また源泉徴収と併せて住民税(都道府県民税及び市町

税)の特別徴収も行います。

が入ります。
が入ります。
が入ります。
の場合は、上記計算式に一定の調整計算収の必要はない。)の場合は、死亡した者の相続財産となり源泉徴退職金を支給した場合は、死亡した者の相続財産となり源泉徴退職金を支給した場合は、死亡した者の相続財産となり源泉徴なお、特定役員退職手当等(宗教法人の役員としての勤続なお、特定役員退職手当等(宗教法人の役員としての勤続

5.報酬からの源泉徴収

等、一定の報酬・料金についても所得税及び復興特別所得宗教法人が、個人である税理士や弁護士等に支払う報酬①概要

支払先が法人(税理士法人、弁護士法人、株式会社等)の

税の源泉徴収をしなければなりません。

場合は、源泉徴収の対象となりません。

2源泉徴収の対象となるもの

源泉徴収の対象となるもののうち、代表的なものは以下

の通りです。

①原稿料や講演料にかかる報酬

デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、講演料、技芸・原稿料、挿絵料、作曲料、レコード・テープの吹込料、

スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本料、脚色料、翻

訳料、通訳料、校正料等

②弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人

等に支払う報酬・料金

士、社会保険労務士、弁理士、測量士、建築士、不動産弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査

(3) 税率

鑑定士等

税率は、原則として支払金額に対し10・21%(10%の源

支払金額が⑪万円を超える場合には、その超える部分に泉所得税と0・21%の復興特別所得税)となります。

別所得税)です。 ついては、20・42%(20%の源泉所得税と0・42%の復興特

(支払金額-1万円)×10・21%となります。 また司法書士や土地家屋調査士等への支払については

表別・料金等の額の中に消費税が含まれている場合は、報酬・料金等の額の中に消費税が含まれている場合には、その報酬・料金等の額の明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額がません。

(4)源泉所得税の計算方法

税理士報酬や弁護士報酬を支払う際は、源泉所得税の計

①総額を3万円とする場合

30.000円 総 額

30.000円×10.21% = 3.063円 源泉徴収額 手取り金額 30,000円 -3,063円 =26,937円

②手取り金額を3万円とする場合

総

30.000 \exists ÷ (1-10.21%) = 33.411 \exists

基づき、

掲載しております。

ら行政手続きまで』(株式会社出版文化社、

源泉徵収額 $33.411 \times 10.21\% = 3.411 \times 10.21\%$ 手取り金額 33,411円 - 3,411円 = 30,000円

> 編著の 本内容は、 『実務がわかる「宗教法人会計 宗派顧 問 税理 \pm 税理士法人ゆび 税 務 基礎 す

ŋ

^の計算方法が以下の通りとなります。

額3万円支払う場合と、手取りで3万円支払う場合の2通 端数が出ないように支払うことが多いようです。そこで総 を行いますが、

で源泉徴収を計算しなければなりません。

源泉徴収の対象となる講演料等の支払は、

商慣習として

算を加味した請求書等が発行され、それに基づき源泉徴収

講演謝礼等は請求書が交付されず宗教法人